

令和 7 年度

設計積算標準（用地編）

[農 地]

令和 7 年 7 月 1 日

静 岡 県

目 次

用地調査等業務価格積算基準

第1 用地測量業務

1 測量業務費の価格積算基準	1
2 測量業務費構成費目の内容	1
2-1 測量作業費	
2-2 測量調査費	
2-3 消費税等相当額	
3 測量業務費の積算方式	4
3-1 測量業務費の積算方式	
3-2 消費税等相当額	
4 電子成果品作成費	4
5 その他	4

第2 用地調査業務

1 用地調査業務費の価格積算基準	9
2 調査業務費構成費目の内容	9
2-1 直接原価	
2-2 その他原価	
2-3 一般管理費等	
3 消費税等相当額	10
4 用地調査業務費の積算	10
5 設計等における数値の扱い.....	11
6 その他	12
7 登記簿等閲覧手数料	12

第3 その他補足資料

1 用地測量業務 標準歩掛	13
2 用地調査業務 標準歩掛	15
3 建物の調査（木造建物、木造特殊建物、非木造建物）	16
3-1 建物の調査	
4 立竹林の調査	19
4-1 立竹木の調査及び算定	
5 用地測量・用地調査業務の予定数量の算出	21
6 用地境界測量に伴う筆界点基準杭等の設置要領	26

用地調査等業務価格積算基準

この積算基準は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（平成14年3月22日付け13農振第3155号農林水産省農村振興局長通知）を抜粋、編集したものである。

第1 用地測量業務

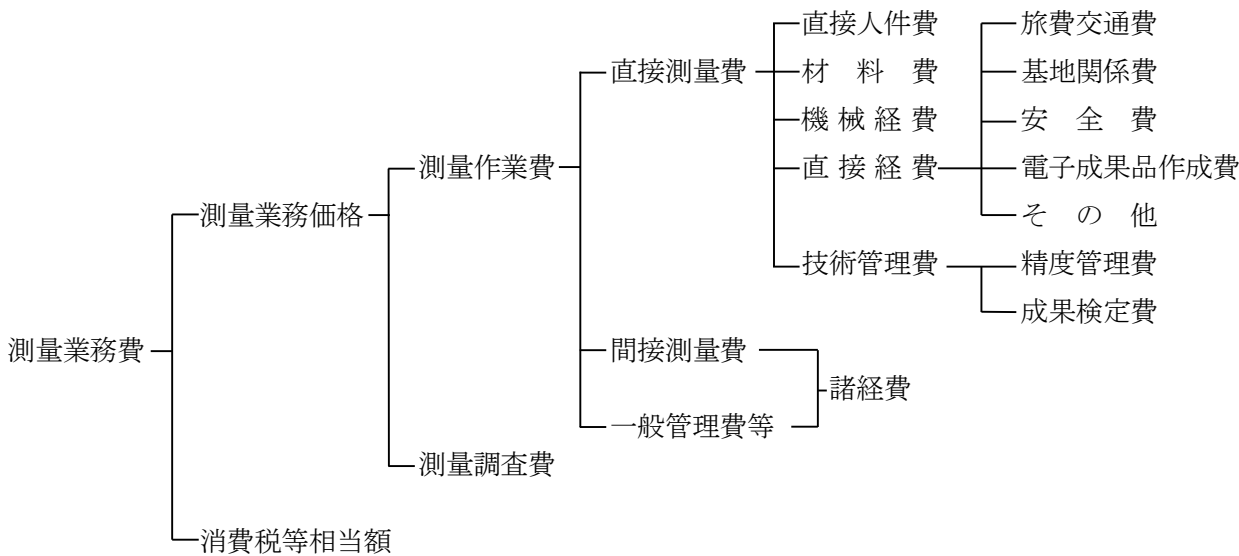
土地等に係る権利調査・用地測量等業務及び登記資料収集整理等業務をいう。

1 測量業務費の価格積算基準

（1）適用範囲

この積算基準は、用地測量業務に適用する。

（2）用地測量業務費の構成



2 測量業務費構成費目の内容

2-1 測量作業費

測量作業費は、一般的な測量作業に要する費用で、直接測量費、間接測量費及び一般管理費等で構成する。

（1）直接測量費

直接測量費は、用地測量を実施するために直接必要な費用で、直接人件費、材料費、機械経費、直接経費及び技術管理費で構成する。

① 直接人件費

直接人件費は、用地測量の実施に必要な技術者の費用（業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。）で、技術者の職種は下表による。

職種名	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
表示職種	主任技師	技師	技師補	助手	補助員

なお、用地測量における技術者の職種区分は、「測量業務価格積算基準」に準拠する。

②材料費

材料費は、各業務ごとに定める材料であり、次式により計上するものとする。

$$\text{材料費} = \text{各業務の直接人件費} \times \text{各業務ごとに定める材料費率}$$

③機械経費

機械経費は、各業務ごとに定める機械の損料等とし、次式により計上するものとする。

$$\text{機械経費} = \text{各業務の直接人件費} \times \text{各業務ごとに定める機械費率}$$

④直接経費

直接経費は、旅費交通費、基地関係費、安全費、電子成果品作成費及びその他で構成する。

ア 旅費交通費

旅費交通費は、用地測量実施に必要な旅費、交通費であり、設計積算標準（委託編）〔農地〕第5章5－2により算定する。

イ 基地関係費

基地関係費は、用地測量の実施に必要な基地の設置又は使用の費用である。

ウ 安全費

安全費は、用地測量に必要な安全対策に要する費用で、交通整理等に対する費用及びその他の安全対策に要する費用である。

なお、積算に当たっては、「測量業務価格積算基準」に準拠する。

エ 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品の作成に要する費用である。

オ その他

その他は、直接経費のうち旅費交通費、基地関係費及び安全費以外の経費で、伐除補償等に要する費用である。

⑤技術管理費

技術管理費は、精度管理費と成果検定費で構成する。

ア 精度管理費

精度管理費は、測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等に要する費用である。

なお、この精度管理費の対象となる作業は、下表のとおりである。

また、積算は直接作業費のうち、直接人件費及び機械経費の合計額に別表-1の精度管理費係数を乗じて算出する。

$$\text{精度管理費} = (\text{直接人件費} + \text{機械経費}) \times \text{精度管理係数}$$

精度管理費係数表

測 量 作 業 種 別		精度管理費係数
用 地 測 量	現況実測平面図の作成	0.07
	横断面図の作成	0.07
	復元測量	0.07
	補助基準点の設置	0.07
	用地現況測量（建物等）	0.07
	境界点間測量	0.07
	面積計算	0.07
	用地実測図の作成	0.07
	用地平面図の作成	0.07

イ 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合に計上する。

なお、成果検定費は、諸経费率算定の対象額としない。

(2) 間接測量費

間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等を専門業者に外注する場合に必要な経費、情報共有システムに要する費用（登録用及び利用料）、P C等の標準的なO A機器費用、熱中症対策費用とする。

なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益で構成する。なお、一般管理費等は、間接測量費と合わせて、諸経費として計上する。

ア 一般管理費

一般管理費は、測量業務を実施する企業の本店及び支店のうち、当該測量業務担当部署以外の経費であって役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

イ 付加利益

付加利益は、測量業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

(4) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を合わせたものであり、次によって得た額を計上するものとする。

諸経費は、直接測量費（成果検定費を除く）に下表により求めた諸経费率を乗じて得た額とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接測量費} - \text{成果検定費}) \times \text{諸経费率}$$

◆用地測量業務 諸経费率表

① 諸経费率標準値

直接測量費 (成果検定費を除く)	50万円以下	50万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	95.8%	288.50	-0.084	61.4%

② 算定式

$$Z = A \times X^b$$

ただし、Z：諸経费率（単位：％）

X：直接測量費（単位：円）〔成果検定費を除く。〕

A、b：変数値

（注）諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位止めとする。

2-2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査、計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を必要とする測量業務の費用である。

2-3 消費税等相当額

消費税等相当額は、測量業務価格に対する消費税等相当額である。

3 測量業務費構成費目の積算

3-1 測量業務費の積算方式

測量業務費は、次の積算方式により積算する。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{(\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費})\} \times \{1 + (\text{消費税等税率})\} \\ \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{(\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費})\} \times \{1 + (\text{諸経費率})\} + (\text{成果検定費})\end{aligned}$$

3-2 消費税等相当額

消費税等相当額は、測量業務価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

$$\text{消費税等相当額} = \text{測量業務価格} \times \text{消費税等税率}$$

4 電子成果品作成費

測量作業における電子成果品の作成費用は、次の積算方式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途計上する。

$$\text{電子成果品作成費 (千円)} = 2.3 \times X^{0.44}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

(注) 1 上式の電子成果品作成費の算出に当たっては、直接人件費を千円単位で代入する。

2 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる。

3 電子成果品作成費の上下限については、上限：170千円、下限：10千円とする。

5 その他

(1) 業務期間

用地測量の業務期間は、内容、規模、地域の実情等を考慮し、次式を参考に決定する。

$$\text{業務期間} = \frac{1.66 \times (W1 + W2)}{\text{班編成数}} + B$$

ただし、

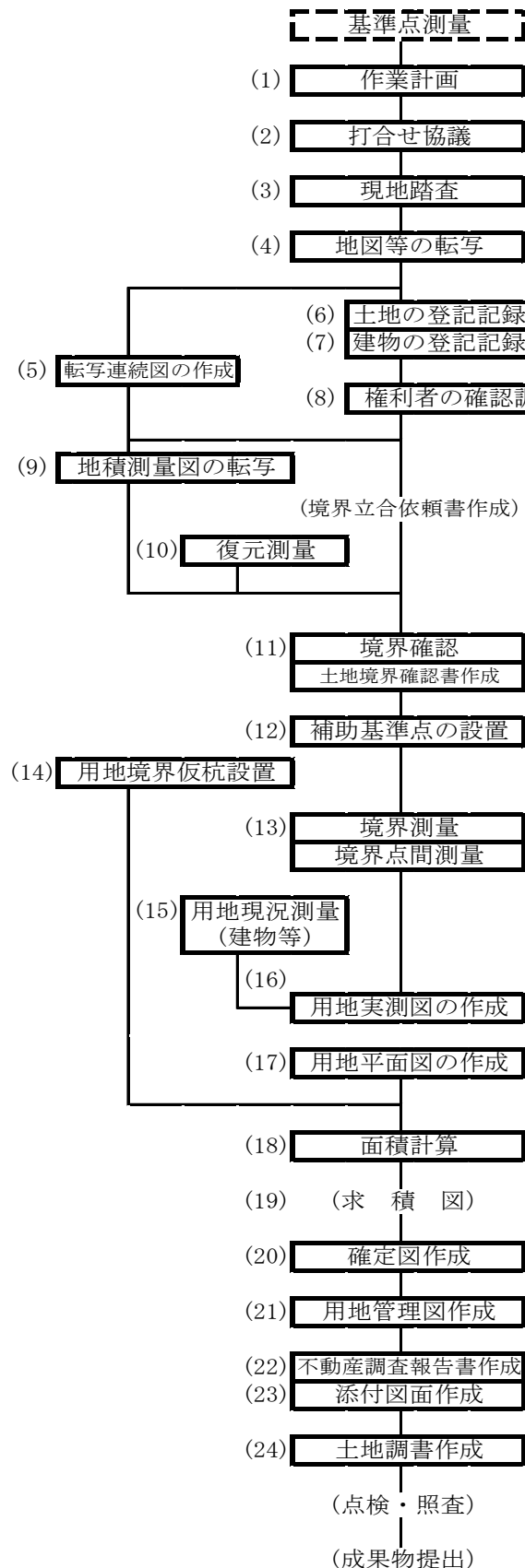
W1：必要とする内業日数

W2：必要とする外業日数

B：準備、後片付け及び成果物の検定に要する日数並びに現地立入りの状況を考慮して決定する。

(2) 作業フローチャート

用地測量作業フローチャート



作業内容

- (1) 作業計画、資料検討、機械及び材料の手配等
- (2) 発注者との打合せ協議
- (3) 現地の状況把握、範囲の確認等
- (4) 法務局備付けの公図の転写
- (5) 転写した公図の位置関係を整合させ連続図を作成する
- (6) (7) 法務局において各種登記記録を閲覧謄写及び必要図面の転写
- (8) 権利者の確認調査。戸籍簿、除籍簿、住民票等（必要に応じて相続関係図を作成）法人・商業登記記録等
- (9) 法務局備付けの地積測量図の転写
- (10) 地積測量図他参考資料による杭の復元
- (11) 境界立会依頼書作成、境界立会、筆界等への木杭の打設、土地境界確認書の作成
- (12) 不足する基準点の増設、基準点成果表、網図等の作成
- (13) 確定した境界点の測量、境界点間の距離等の観測
- (14) 取得等予定地の境界線と筆界との交点に杭の設置
- (15) 所得等予定地内にある建物、工作物等位置の測定
- (16) 境界測量等に基づき実測平面図の作成（ポリエステルシート）
- (17) 筆界及び家屋、工作物記入図面の作成（ポリエステルシート）
- (18) 取得等予定地内及び残地の地積計算
- (19) 求積図の作成（費用は面積計算の歩掛に含まれる）
- (20) 測量データの保存と用地実測図を保管するために作成
- (21) 出来上がった構造物を管理するために作成
- (22) (23) 法務局へ提出登記嘱託書の添付用に作成
- (24) 土地調書を作成する

備考

1. 戸籍簿調査の範囲について
原則として、特別な場合を除き土地登記名義人から相続人を確認できる範囲までとする。（相続関係を含む）
2. 建物の登記記録調査でその戸数に含まれる建物の定義について
一画の敷地内において一所有者が所有する建物を一戸とする。
この場合、建物の登記記録において複数棟になっても一戸とみなす。
3. 「確定図作成」、「用地管理図作成」業務については、必要に応じて計上するものとする。
また、積算基準については、見積徴収により決定すること。【農地独自】

(3) 成果品・数量算定基準

用地測量 成果品・数量算定基準一覧表

業務区分	成果品の名称	仕様書		単価	最小 数値	積算書 計上数値 (予定数量)
		様式 番号	該当条項			
作業計画			第2章	業務	1	業務数
現地踏査			第2章	業務	1	業務数
地図転写	転写図		第3章第1節 第3章第1節	ha	0.01	延長×平均調査幅
	転写連続図					
	マイラー図					
地積測量図 の転写	転写図		第3章第1節	ha	0.01	地積測量図の転写 予定面積
土地の登記 記録の調査	土地の登記記録調査表（一覧）		第3章第1節	ha	0.01	延長×平均調査幅
	土地調査表					
建設の登記 記録の調査	建物の登記記録調査書（一覧）		第3章第1節	戸	1	現地踏査及び工事 平面図等による建 物の戸数
	建物の登記記録調査書					
権利者確認 調査	権利者調査表（土地）		第3章第1節	ha	0.01	（当初） 延長×平均調査幅
	権利者調査表（建物）			人	1	（追跡） 対象権利者数×5
	相続関係説明図					
境界確認	土地境界確認書		第4章第1節	ha	0.01	延長×平均測量幅
補助基準点 測量	基準点成果表		第4章第2節	ha	0.01	延長×平均測量幅
	基準点網図					
	観測手簿					
	計算簿					
	点の記					
	基準点精度管理表					
境界測量 境界点間測量	観測手簿		第4章第2節	ha	0.01	延長×平均測量幅
	境界点成果表					
	境界測量精度管理表					
用地境界仮 杭設置	観測手簿		第4章第2節	ha	0.01	延長× 平均事業用地幅
	境界点成果表					
用地実測図 用地平面図	用地実測図		第4章第4節	ha	0.01	延長×平均測量幅
	用地平面図					
不動産調査 報告書	不動産調査報告書		第4章第4節	ha	0.01	対象筆数
	不動産調査報告書添付図面					
面積計算	土地各筆調書		第4章第3節	ha	0.01	対象筆全面積
	面積計算書					
	求積図					
土地調書	土地調書		第15章	ha	0.01	延長× 平均事業用地幅

注1）予定数量は、土地改良事業における平均的な事業用地幅及び残地幅を考慮し50mを標準とする。

注2）予定数量の算出にあたり、本表に定める算出方法よりも予定数量が適正に算出されるとみとめられる場合は、本表の定めに係わず適正な方法によることができるものとする。

(4) 質疑応答集

用地測量 質疑応答集

質 問		回 答	
Q1	基準点測量は必ず計上するのか。	A1	一般測量と同時発注で一般測量に基準点測量が計上されている場合は計上する必要はないが、用地測量を単独発注する場合は必ず計上すること。
Q2	路線測量の用地幅杭設置と用地測量の用地境界仮杭設置の違いは。	A2	①路線測量の用地幅杭設置 各測点の境界線と筆界線との交点に杭を設置する作業。 ②用地測量の用地境界仮杭設置 測点関係なく、用地買収による分筆等で生じたすべての筆界点に杭を設置する作業。
Q3	基準杭の設置基準はいかに。	A3	原則として基準杭より各々の筆界点までの距離は概ね100m以内とし、基準杭から筆界点が見通せるものとする。 なお、詳細については「用地境界測量に伴う筆界点基準杭等の設置要領の制定について (H16. 7. 1 農計第236号)」によるものとする。
Q4	「求積図作成」歩掛は。	A4	「求積図作成」の歩掛は、「面積計算」の歩掛に含まれている。 よって設計書内訳には存在しないが、仕様書により作業を実施させてよい。
Q5	「残地求積」を積算計上するのか。	A5	原則、残地も含め一筆全部を測量して求積を行い、当初積算から全面積分計上する。
Q6	「地積更正」はいつ行うのか。	A6	原則、分筆登記の申請前に行う。
Q7	「添付図面作成」とは。	A7	不動産調査報告書に添付される調査素図の作成を示す。 (交通基盤部公共用地課に確認済)

(5) 不動産登記法改正後の用地測量基準

不動産登記法改正に伴う用地測量の取扱いについて

	項目	従来の取扱い	法務局の方針	根拠	土木部の対応	今後の取扱い
1	測量の基準とする点	4級以上の基準点に基づくことを原則とするが、任意座標による測量でもよい。	基本三角点等（公共座標）に基づいて測量する。（例外規定：近傍に基本三角点等が存在しない等の場合は、近傍の恒久的地物に基づく測量（任意座標））	規則第10条第3項及び第77条第1項第7号（例外規定：規則第77条第1項第7号）	従来より対応しており、今後も法務局の方針通りに行なうことを各事務所に再確認した。（文書による通知は行っていない）	原則として法務局の方針通り対応するが、止むを得ず対応できない場合は事前に担当登記官と協議すること。
	座標値等の記載	筆界点の座標値及び筆界点間の距離を表示している。	全ての筆界点の座標値、筆界点間の距離並びに測量の基準とした基本三角点等の名称及び座標値を表示する。	規則第77条第1項第6号及び7号 準則第50条第1項	同上	同上
	測地系	特に指定はしていない。世界測地系への以降が順次進むよう案内していた。	原則世界測地系による。旧測地系の座標値で提出する場合は、地積測量図の余白に「旧測地系」と記入する。	測量法第11条第2項	同上	公共座標を使う場合には世界測地系による。
2	求積法	座標法又は三斜法	座標法による旧跡であることが望ましい。（三斜法でもよい）		原則として座標法による。	原則として座標法による。
3	全筆測量（残地求積）	一定の範囲のみ測量し、買収予定箇所のみ求積する。残値の面積は公簿上の地積から買収予定箇所の面積を差引きして計算。	残地含め、全筆を測量して求積する。（例外：分筆前の土地が広大で、買収する筆が僅かである場合等）	規則第77条第1項及び第78条（例外規定：準則第72条第2項）	原則的に法務局の方針通り対応する。例外規定に該当すると思われる場合は、登記官と協議するものとする。	原則的に法務局の方針通り対応する。例外規定に該当すると思われる場合は、登記官と協議するものとする。
	地積更正	測量して求めた面積と公簿面積が極端に異なる場合のみ申請。	測量して求めた面積と公簿上の地積が異なる場合には、分筆登記の申請の前に地積更正を要する。（例外：地積の差が国土調査法施行例別表第5の公差の範囲内の場合）	法第37条（例外規定：準則第72条第1項）	原則的に法務局の方針通り対応する。	原則的に法務局の方針通り対応する。

根拠欄の「法」は不動産登記法「規則」は不動産登記規則、「準則」は不動産登記事務取扱い手続準則をいう。

（参考）土地家屋調査士協会は、1、2については6月から、3については18年1月から対応することとしている。

第2 用地調査業務

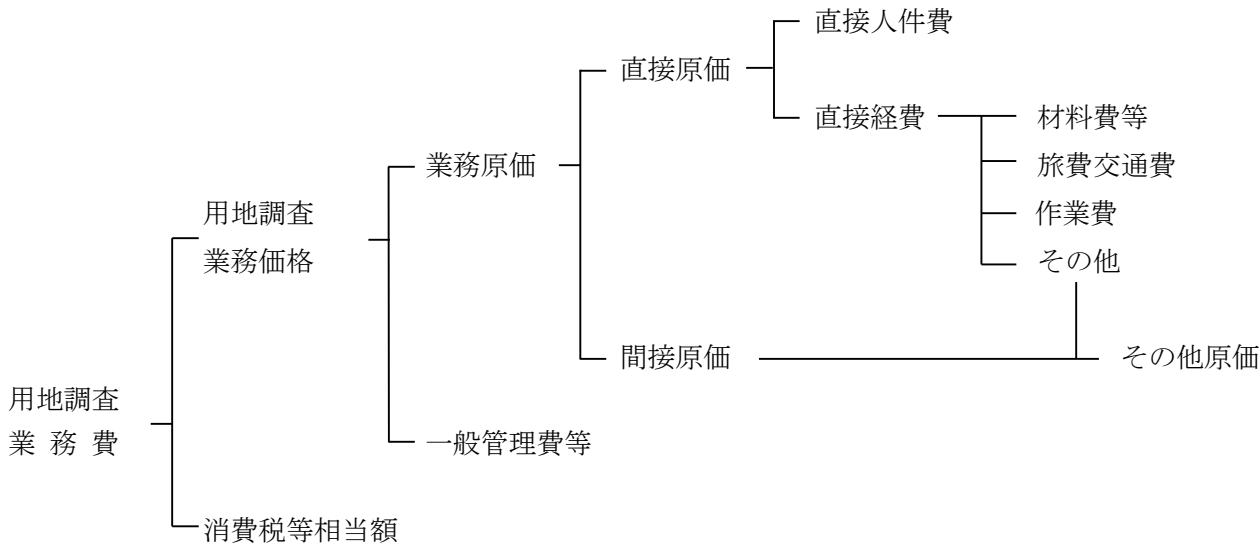
土地評価、権利調査(墓地管理者等の調査)、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、その他用地測量業務以外の調査業務をいう。

1 用地調査業務費の価格積算基準

(1) 適用範囲

この積算基準は、用地調査業務に適用する。

(2) 用地調査業務費の構成



2 調査業務費構成費目の内容

2-1 直接原価

直接原価は、用地調査を実施するために直接必要な費用で、直接人件費及び直接経費で構成する。

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地調査を実施するために必要な技術者の人件費（業務打合せ及び旅行日に係る技術者を含む。）である。なお、用地調査業務における技術者の職種は、下表による。

職 種 名	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
表示職種	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D

(2) 直接経費

直接経費は、材料費等、旅費交通費、作業費、その他で構成する。

① 材料費等

材料費等は、用地調査をするために必要なトレース印刷費（図面、報告書等の成果物作成のためのトレース、浄書等及び印刷、陽画焼付、製本、写真代）及び消耗品費（用紙、ファイル、フィルム等の購入費）であって次式によって得た額を計上するものとする。

この場合の計上額は、1円未満を切捨てとする。

材料費等＝直接人件費×７パーセント

② 旅費交通費

旅費交通費は、用地調査の実施に必要な旅費、交通費である。

③ 作業費

作業費は、用地調査をするに当たって、掘削、樹木の伐採、保安要員等が特に必要と認められる場合には、別途、見積を徴収するものとする。

2-2 その他原価

その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。

なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。

（１）間接原価

間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。

2-3 一般管理費等

一般管理費等は、業務処理に必要な建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。

（１）一般管理費

一般管理費は、当該用地調査業務を実施する建設コンサルタント等の本店及び支店のうち、当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含むものである。

（２）付加利益

付加利益は当該用地調査業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含むものである。

3 消費税等相当額

消費税等相当額は、調査業務価格に対する消費税等相当額である。

4 用地調査業務費の積算

（１）用地調査業務費の積算方式

建設コンサルタント等を対象とする場合の用地調査業務費は、次の積算方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{用地調査業務費} &= (\text{用地調査業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等}) \} \\ &\quad \times \{ 1 + (\text{消費税等税率}) \} \end{aligned}$$

(2) 各構成要素の算定

① 直接人件費

設計業務等に従事する技術者の人件費とする。なお、名称及びその基準日額は別途定める。

② 直接経費

直接経費は、2-1(2)の各項目について必要額を積算するものとする。

2-1(2)の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

③ その他原価

その他原価は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は業務原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

⑤ 消費税等相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

$$\begin{aligned} \text{消費税等相当額} = & \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \\ & + (\text{一般管理費等}) \} \times (\text{消費税等税率}) \end{aligned}$$

5 設計等における数値の扱い

(1) 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$\text{設計に使用する単価} = \text{内税単価} \div (1 + \text{消費税等税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

(2) 端数処理等の方法

① 数量

数量は、小数第2位(小数第3位四捨五入)まで算出する。

② 単価(単価表及び内訳書の各構成要素の単価)

単価に端数が生じる場合は、1円単位(小数点以下四捨五入)とする。

③ 金額

各構成要素の金額(設計数量×単価)は、1円単位(小数点以下四捨五入)とする。

④ 単価表の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

⑤ 内訳書の合計金額

原則として、端数処理は行わない。

⑥ 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）の端数は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

⑦ 用地調査業務価格の端数処理

用地調査業務価格は、10,000円止まりとする。（10,000円未満切捨て：一般管理費等諸経費調整）

ただし、単価契約は除くものとする。

6 その他

その他用地調査業務に関する事項は、「第1 用地測量業務」に準ずるものとする。

7 登記簿等閲覧手数料

登記簿等の閲覧手数料の積算は、下表により算出した数量に、登記手数料令（昭和24年5月31日政令第140号）第3条1項に規定する金額を乗じて算出し、直接経費として計上できるものとする。

ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

工程	設計単位	予定数量 の算出	変更数量 の算出	摘要
公図等の転写	枚	概数	実績数量	登記簿が電子化されている場合は、成果品として登記事項要約書の納付を受ける。
土地の登記記録の調査	筆	概数	実績数量	
建物の登記記録の調査	戸	概数	実績数量	
権利者の確認調査	法人	概数	実績数量	

第3 その他補足資料

1 用地測量業務 標準歩掛

(1) 地域区分

地域区分の標準は次のように定める。

- ① 大市街地 人口約100万人以上の大都市の中心部（家屋密度90％程度）
- ② 市街地（甲） 人口約50万人以上の大都市の中心部（家屋密度80％程度）
- ③ 市街地（乙） 上記以外の都市部（家屋密度60％程度）
- ④ 都市近郊 都市に接続する家屋の散在している地域（家屋密度40％）
- ⑤ 耕地 耕地及びこれに類似した所で農地でなくともこの中に含む（家屋密度20％程度）
- ⑥ 原野 木が少なく視通しのよい所
- ⑦ 森林 木が多く視通しの悪い所

(2) 用地測量変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作業計画	内	×	×	補助基準点設置	内・外	○	×
現地踏査	外	○	×	境界測量	内・外	○	×
地図等転写	内・外	○	×	用地現況測量	内・外	×	×
転写連続図作成	内	×	×	用地境界仮杭設置	内・外	○	×
地積測量図転写	内・外	○	×	用地境界杭設置	内・外	×	×
土地の登記記録調査	内・外	○	×	境界点間測量	内・外	○	×
建物の登記記録調査	内・外	×	×	面積計算	内	○	×
権利者確認調査(当初)	内・外	○	×	用地実測図作成	内	×	○
権利者確認調査(追跡)	内・外	×	×	用地平面図作成	内	×	○
境界確認	内・外	○	×	区分地上権設定範囲図の作成	内	×	×
土地境界確認書作成	内・外	○	×	土地調書作成	内	○	×
復元測量	内・外	○	×	地積測量図作成	内・外	○	×
				不動産調書報告書作成	内・外	○	×

地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する（変化率 0）

縮尺による変化率

用地実測図、用地平面図		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.1

備考：用地実測図作成、用地平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(3) 公共用地境界確定協議変化率

変化率適用表

工 程	業別	地域	縮尺
公共用地管理者との打合せ	内・外	×	×
現況実測平面図作成	内・外	○	○
横断面図作成	内・外	○	×
依頼書作成	内	×	×
協議書作成	内・外	×	×

地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

備考：森林については、耕地を適用する（変化率 0）

縮尺による変化率

現況実測平面図作成		
1/250	1/500	1/1000
+0.2	0	-0.2

備考：現況実測平面図作成は、縮尺1/500を基準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

(4) 打合せ協議

作業打合せにおける打合せ1回当たりの標準配置人員

打 合 せ 協 議	測 量 主 任 技 師	測 量 技 師	測量技師補
着 手 時 前	1. 0	1. 0	
中間 [必要な作業工程段階]	1. 0		1. 0
成果物納入時	1. 0	1. 0	

(注) 1 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度以内）を含むものとする。

2 打合せ回数は、着手前、中間（1 回）及び最終の 3 回を標準とする。

3 本標準配置人員は、現場条件及び作業内容等により必要に応じて適宜増減することがで

きる。

4 打合せ日数、打合せ回数は、現場条件及び作業内容等により決定する。

5 打合せにかかる作業日数は0.5日を標準とし、業務内容等によりこれにより難しい場合は追加計上する。

(5) 用地測量業務歩掛

用地測量業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。

2 用地調査業務 標準歩掛

(1) 打合せ協議

用地調査業務の実施に際して行う打合せ協議の直接人件費の積算は、下表により行うものとする。 (1業務当たり)

打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当たり
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

① 打合せ協議には、打合せ記録簿の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。

② 中間打合せの回数は、下記業務区分に記載の標準回数を基本とし、必要に応じて、中間打合せ回数を増減して計上するものとする。

土地利用履歴等調査 1回（ただし、第二段階調査をする場合は2回）

建物等の調査 2回

営業その他の調査 2回

消費税等調査 計上しない

予備調査 1回

移転工法案の検討等 2回

再算定業務 計上しない

土地評価 3回

補償説明 1回

地盤変動影響調査等 1回（ただし、事後調査に加えて算定も実施する場合は2回）

費用負担の説明 2回

騒音等調査 計上しない

事業認定申請図書等の作成（相談用資料の作成）3回（申請図書の作成）1回

（決裁申請図書の作成）1回（明渡裁決申立図書の作成）1回

保安林解除等申請図書の作成 2回

完了図書の作成 2回

内水面漁業権等の調査 2回

③ 複数の用地調査の区分（例「建物等の調査」と「営業その他の調査」など）の業務を同時に発注するときは、各業務区分の中間打合せ回数をそれぞれ計上するものとする。

④ 計上する中間打合せは、発注者及び受注者の双方において打合せを行う必要があると判断され、監督職員と、管理技術者を含む業務従事者によって、対面方式により行われるものに限る。

(2) 現地踏査

現地踏査は、用地調査等業務の着手に先立ち現地の概況を把握するために行うものである。

この場合に複数の用地調査の区分（例えば「建物等の調査」と「営業その他の調査」）を同一の業務として発注するときは、各業務区分の現地踏査費用をそれぞれ計上するものとする。

(3) 用地調査業務歩掛

用地調査業務における各歩掛は、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）による。

3 建物の調査（木造建物、木造特殊建物、非木造建物）

3-1 建物の調査

建物調査を行う場合の木造建物、木造特殊建物及び非木造建物の判断基準は表－1によるものとする。

表－1

区 分	判 断 基 準
木 造 建 物	主要構造物（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）が主として、木材によって建築されている建物
木造特殊建物	木造建物のうち建築に特殊な技能を必要とする神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵等の建物
非 木 造 建 物	主要構造部が主として、木材以外の材料によって建築されている建物（鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、石造、コンクリートブロック造等）

(1) 建物の法令適合性の調査及び算定

建物の法令適合性の調査を行う対象法令を建築基準法第35条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準）第61条（防火地域及び準防火地域内の建築物）とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の算定を行うもので、その区分は、表－2によるものとする。

表－2

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性調査(1)	木造建物（建築基準法第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(2)	木造建物（建築基準法第35条、第61条に該当する建築物）
法令適合性調査(3)	木造建物・非木造建築物（建築基準法第35条に該当する建築物）

(2) 木造建物の調査及び算定

木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表－3によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表－4により行うものとする。

ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業とも）を70パーセントに補正するものとする。

表－3

区 分	判 断 基 準
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取り扱うことが相当なものを除く

表－４

建物延べ面積	70㎡未満	70㎡以上 ～130㎡未満	130㎡以上 ～200㎡未満	200㎡以上 ～300㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80

300㎡以上 ～450㎡未満	450㎡以上 ～600㎡未満	600㎡以上 ～1,000㎡未満	1,000㎡以上 ～1,400㎡未満
2.40	3.00	4.00	5.30

（３）木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表－５により行うものとする。

ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。

表－５

建物延べ面積	50㎡未満	50㎡以上 ～70㎡未満	70㎡以上 ～130㎡未満	130㎡以上 ～200㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90

200㎡以上 ～300㎡未満	300㎡以上 ～500㎡未満	500㎡以上 ～700㎡未満
2.60	3.50	4.70

（４）非木造建物の調査及び算定

非木造建物の調査及び算定を行う場合は、表－６の構造別区分及び表－７の用途による区分によるものとし、各歩掛表の作業条件に定める面積以外の場合の補正は、表－８によるものとする。

（非木造構造物Dにあつては、木造建物の表－４によるものとする。）

ただし、予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業）を70パーセントに補正するものとする。

表－６

区 分	構 造
非木造建物 A	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（S耐火）
非木造建物 B	鉄骨造（非木造建物Aを除く。）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物 C	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物 D	プレハブ造（非木造建物B及び木質系の専用住宅を除く）

表－７

区 分	判 断 基 準	補 正 率
イ	店舗、事業所、病院、学校、マンション、アパート、住宅、寄宿舎、その他これらに類するもの	1.0
ロ	劇場、映画館、公会堂、神社、仏閣、その他これらに類するもの	1.3
ハ	工場、倉庫、車庫、体育館、その他これらに類するもの ただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	0.7

表－8

建物延べ面積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	3.20

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満
4.10	5.20	6.20	7.50	9.50	12.30	15.90

4 立竹木の調査

4-1 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表－9の区分によって行うものとし、各歩掛表の作業条件に定める地形以外の場合は表－10によるものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表－9の区分欄の庭木等に掲げるものについては、附帯工作物に含めて調査するものとする。

表－9

区 分	判 断 基 準
庭木等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②株 物 アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。 ③玉 物 マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。 ④生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。 ⑤特殊樹 ①～④に該当するものを除く。 B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷四週りに育成するものをいう。 C 風致木 名所、又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。 D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。 ①木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 ②草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。 E 芝類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。 ①日本芝 高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものは除く。 ②西洋芝 ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。 F ツル性類

	観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、棚の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生ものを除く。 G その他 観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生ものを除く。
用材林	ひのき、すぎ等の立木で、用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林 (自然生林)	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹 (果実園)	A 果樹 りんご、みかん等の立木で、果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 特用樹 茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい、園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。
竹 林	孟宗竹、真竹等で竹木又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗 木 (植木畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。

表－10

地 形	判 断 基 準	補正率
平 坦 地	平坦な土地	1.00
丘 陵 地	ゆるやかな起伏のある土地	1.00
傾 斜 地	かなり勾配のある土地	1.30
急傾斜地	急峻な土地（傾斜角度が概ね30°以上）	1.40

5 用地測量・用地調査業務の予定数量の算出

予定数量の算出は、現地踏査の結果に基づき、地域区分、業務別ごとに以下の予定数量の算出欄に掲げる方法により行うものとする。

なお、本表に定める方法よりも適正に算出されると認められる場合は、本表の定めに係わらず、適正な方法によることができるものとする。

(1) 用地測量業務

作業計画等

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
作業計画	
現地踏査	

権利調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
地図の転写	延長×平均調査幅
転写連続図の作成	同 上
地積測量図の転写	地積測量図の転写予定面積
土地の登記記録の調査	延長×平均調査幅
建物の登記記録の調査	現地踏査及び工事平面等による建物の戸数
権利者の確認調査（当初）	延長×平均調査幅
権利者の確認調査（追跡）	追跡調査対象権利者数

用地測量

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
公共用地管理者との打合せ	
現況実測平面図の作成	現地踏査及び工事平面図等による概算面積
横断面図の作成	現地踏査及び工事平面図等による概算延長
依頼書の作成	同 上
協議書の作成	同 上
境界の確認	延長×平均調査幅
土地境界確認書の作成	同 上
復元測量	復元測量に係る土地の延長×幅
補助基準点の設置	延長×平均調査幅
境界測量	同 上
用地現況測量（建物等）	現地踏査及び工事平面図等による建物等の存する敷地の概算面積
用地境界仮杭の設置	延長×平均事業用地幅
用地境界杭の設置	永久境界杭等埋設等予定数量
境界点間測量	延長×平均調査幅
面積計算	対象筆全面積
用地実測図の作成	延長×平均調査幅
用地平面図等の作成	同 上
不動産調査報告書の作成	

不動産調査報告書添付図面の作成	
土地調書の作成	延長×平均事業用地幅

(2) 用地調査業務

土地評価

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
現地踏査	
地域区分及び標準地の選定等業務	取得地に係る同一状況地域区分数
標準地価格の算定業務	取得地に係る標準地数
各画地の評価格算定業務	比準画地数
残地補償算定業務	残地補償該当画地数
評価格の調整業務	

権利調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
墓地管理者等の調査	現地調査及び工事平面図等による使用者等の数

建物等の調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
現地踏査	
法令適合性の調査	現地踏査及び工事平面図等による建物の棟数
木造建物の調査・算定	同 上
木造特殊建物の調査・算定	同 上
非木造建物の調査・算定	同 上
建物の見積	同 上
機械設備の調査・算定	現地踏査及び工事平面図等による事務所数
機械設備の見積	〃 装置（台）の数量
生産設備の調査・算定	〃 設備の数量
生産設備の見積	〃 装置（台）の数量
附帯工作物の調査・算定	〃 戸数
庭園の調査・算定	〃 箇所数
墳墓の調査・算定	〃 面積及び画地数
立竹木の調査・算定	立竹木が存する土地の延長×平均事業用地幅
立毛の調査	立毛が存する土地の延長×平均事業用地幅
建物等の残地移転要件の該当性の検討	現地踏査及び工事平面図等による建物の権利者数
照応建物の設計案の作成等	設計案数

営業その他の調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
現地踏査	現地踏査等による権利者数
営業の調査・算定	現地踏査による事業所（企業）数
仮営業所設置工事費用の調査・算定	同上
居住者等の調査	現地踏査等による世帯数
動産の調査・算定	現地踏査及び工事平面図による戸・店舗・事業所数
その他通損の補償額算定 （仮住居又は借家人）	現地踏査及び工事平面図等による世帯数
その他通損の補償額算定 （移転雑費）	〃 所有者又は世帯数
その他	現地踏査等による世帯数

消費税等調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
消費税等の取扱いに関する調査 （営業調査を伴わないもの）	現地踏査等による事業所数
消費税等の取扱いに関する調査 （営業調査を伴うもの）	同 上

予備調査

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
現地踏査	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
関係資料収集	〃
企業内容等の調査（予備）	〃 事業所数
敷地使用実態の調査・算定（予備）	同 上
建物の調査・算定（予備）	〃 棟数
機械設備等の調査・算定（予備）	〃 事務所数
移転計画案の作成（予備）	同 上

移転工法案の検討

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
関係資料収集	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
企業内容等の調査	〃 事業所数
敷地使用実態の調査	〃 権利者数
移転工法案の作成	同 上
駐車場等使用実態追加調査	現地による調査回数
照応建物の詳細設計等	図面作成枚数

再算定業務

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	権利者数
現地踏査	同 上
営業（再調査・再算定）	現地踏査及び工事平面図等による事業所数
仮営業所設置プレハブリース （再調査・再算定）	同 上
仮営業所設置賃貸物件 （再調査・再算定）	同 上

補償説明

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
概況ヒヤリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
説明資料の作成等	同 上
補償説明	同 上

地盤変動影響調査等

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
事前調査	現地踏査及び工事平面図等による棟数等
事後調査	同 上
算定	同 上

費用負担の説明

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
打合せ協議	
現地踏査	
概況ヒヤリング等	現地踏査及び工事平面図等による権利者数
説明資料等の作成	同 上
費用負担の説明	同 上

事業認定申請図書等の作成

業 務 種 別		予 定 数 量 の 算 出
事業認定申請図書作成	打合せ協議	
	現地踏査	
	現地調査等	
	資料の収集及び作成	
	調書等の作成	
	添付図面の作成	添付図面作成の予定種類数
裁 決 申 請 書 作 成	打合せ協議	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その予定数量
	現地踏査	同 上
	裁決申請書資料の整理・検討	同 上
	裁決申請書（案）の作成	同 上
	起業地の位置に表示する図面及び起業地及び事業計画を表示する図面作成	同 上
	土地調書添付図面の作成	対象土地の予定筆数
	その他参考図書の作成	対象土地所有者及びその関係人ごとに1申請として、その予定数量
明渡裁決申立書作成	打合せ協議	対象土地所有者ごとに1申立として、その予定数量
	現地踏査	同 上
	明渡裁決申立書資料の整理・検討	同 上
	明渡裁決申立書（案）の作成	同 上
	図面の作成	同 上
	その他参考図書の作成	同 上

物件調書の作成

業 務 種 別	予 定 数 量 の 算 出
物件調書の作成	現場踏査及び工事平面図当による権利者数×1枚

6 用地境界測量に伴う筆界点基準杭等の設置要領（平成6年7月1日 農計第236号 農政部長）

不動産登記法等の一部改正（平成5年10月1日施行）に伴い、地籍測量図に境界標又は筆界点と近傍の恒久的地物との位置関係（距離及び角度）を必ず記載する事となりました。（不動産登記法施行細則第42条の4）

しかし、農政部（農地関係）においては恒久的地物がない場合の標識の設置方法及び用地測量図への表示方法が統一されていませんでした。

このため、統一的な取扱いを行うため別添1のとおり設置要領を定め、平成6年7月15日より適用することとしたので通知します。

なお、要領の内容については、事前に静岡地方方法務局長へ照会を行い別添2のとおり差支えない旨の回答を得ています。

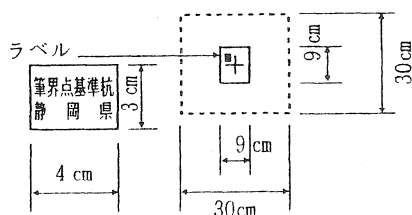
<別添1>

用地境界測量に伴う筆界点基準杭等の設置要領

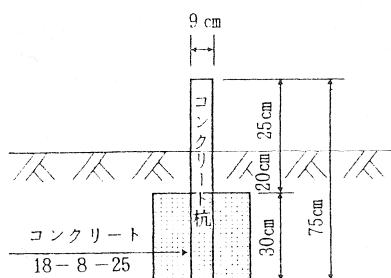
1. 筆界点基準杭等の計上及び構造（標準）

① 根巻きコンクリート杭

平面図



断面図

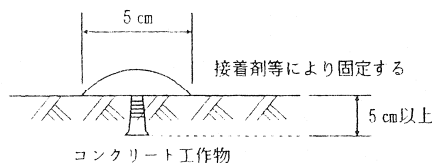


② 不銹鋼（金属鋲）

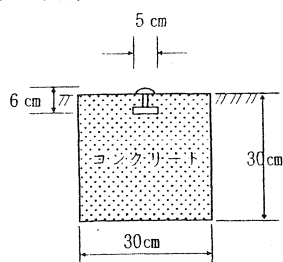
平面図



断面図



③ 金属標



※設置にあてっては上記筆界点基準杭等と同等以上のものを設置するものとする。

2. 設置間隔及び表示方法

- ① 恒久的地物及び筆界点基準杭等は滅失筆界点を復元するために最低2点以上を利用して測りだせるものとし、各々の点からの距離又は方向角を地籍測量図に表示するものとする。
- ② 原則として恒久的地物及び筆界点基準杭等より各々の筆界点までの距離は概ね100m以内とし、筆界点基準杭等より確認しようとする筆界点が見通しできるものとする。
- ③ 恒久的地物及び筆界点基準杭等が必要となる間隔は②の内容を充足するために概ね150～200mを標準とするが、筆界点が見通しできない場合にあっては設置間隔の距離を短くするものとする。
- ④ 筆界点基準杭等と筆界点杭は兼用することができる。共有する場合においては、上記1の筆界点基準杭の形状及び構造（標準）と同等以上のものを設置するものとする。
- ⑤ 用地求積図への表示方法については、地籍測量図を作成するうえにおいて必要となる内容〔平成5年1月9日付農計第635号（平成5年11月4日付登第1593号）に添付されている地籍測量図参照〕を盛り込むものとする。
- ⑥ その他細部において疑問点等があった場合は最寄りの法務局と打合せを行ったあと、設置するものとする。

※注意

平成17年の不動産登記法改正により、地積測量図の作成にあたっては、原則として公共基準点からの測量（世界測地系）を用いることが義務付けられた。ただし、公共基準点が付近にない場合に限り、任意座標（境界標や近傍の恒久的地物から導いた座標値）を用いることも認められている。